

小平市公共下水道事業
地方公営企業法適用について



平成28年4月

小平市

目 次

1	地方公営企業法適用の背景	1
2	地方公営企業法適用の目的	2
3	地方公営企業法について	3
	(1) 地方公営企業法の適用事業.....	3
	(2) 公営企業会計方式と官公庁会計方式.....	3
	(3) 地方公営企業法適用による効果	4
4	地方公営企業法適用のための基本的な方向性.....	5
	(1) 法適用の範囲	5
	(2) 法適用の時期	6
5	地方公営企業法適用後の課題	7

1 地方公営企業法適用の背景

小平市の下水道事業は、「公共下水道事業」として昭和45年度に事業着手し、昭和50年度には供用開始を行い、平成2年度に汚水整備が100%に達し市内全域の整備を完了しています。

これまでの下水道事業は、普及率向上に向けた新規整備を中心に事業が進められ、衛生環境の向上を図ってきました。この新規整備は、利用者等を増加させ下水道使用料の増収をもたらしてきました。

現在は、事業着手から45年以上が経過し、維持管理や更新・長寿命化を行っていく時代となっています。今後は、人口減少等が想定され下水道使用料の増収が見込まれない中、新たな増収に繋がるものではない維持管理や更新・長寿命化等の財源を確保していかなければならず、持続可能な下水道事業に向けた経営の健全化が重要な課題となっています。

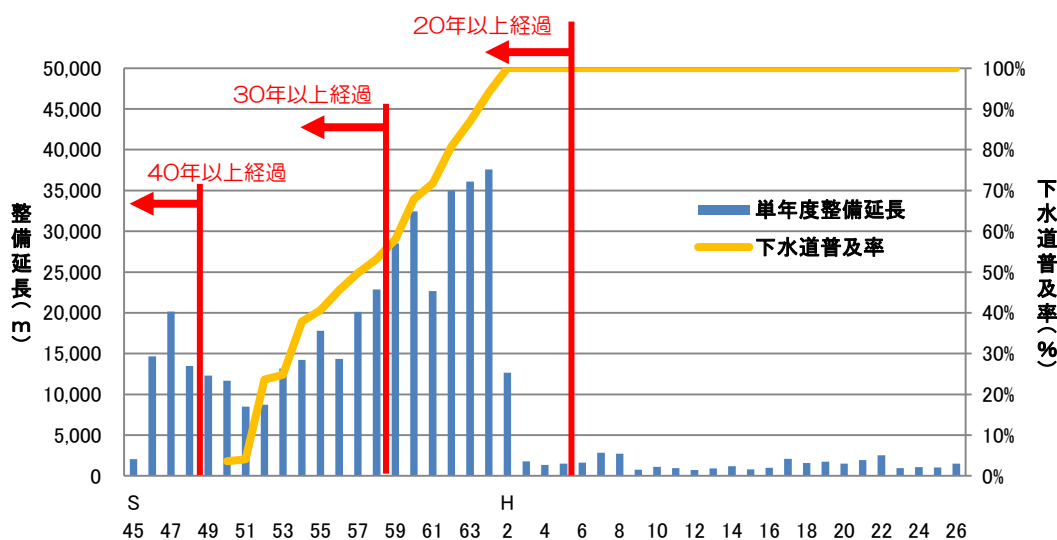


図1 管渠の整備状況と下水道普及率

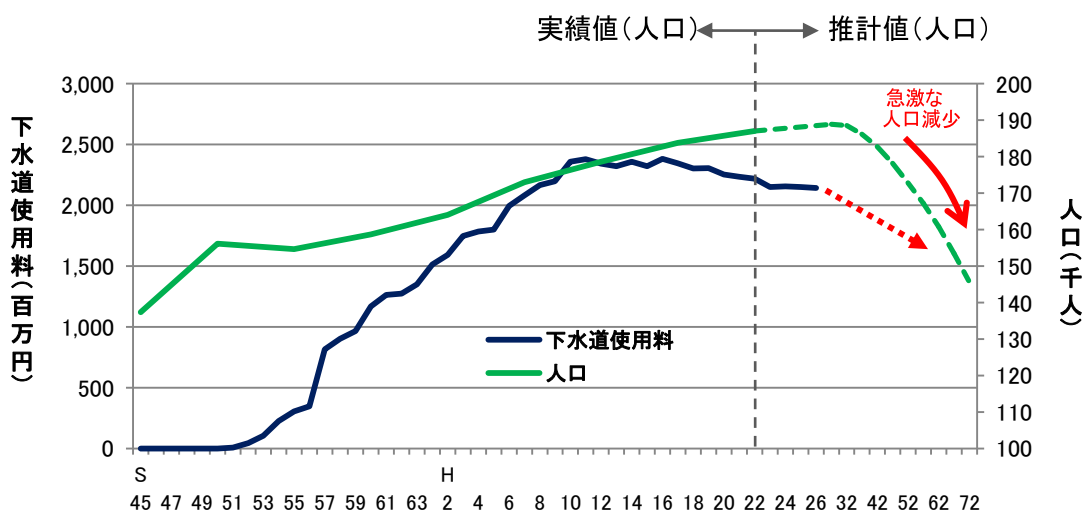


図2 下水道使用料と小平市将来推計人口

こうした中で、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組むためには、公営企業会計を導入し、財務諸表の作成を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握することが必要です。特に、下水道事業は資産の規模が大きく、利用者からの下水道使用料を財源とした事業であり、市民生活に必要な不可欠なサービスを提供しているため、公営企業会計への移行の必要性が高い事業です。

また、下水道事業の地方公営企業法適用を巡っては、総務省から平成26年8月に「公営企業適用拡大に向けたロードマップ」が示され、平成27年1月には総務大臣通知において、平成32年度当初までに地方公営企業法を適用（以下「法適用」）し、公営企業会計へと移行するよう強く要請されています。このことを踏まえて、小平市では、「小平市下水道プラン」の基本方針「IV. 下水道経営基盤の強化」において、公営企業会計への移行を目標として掲げています。

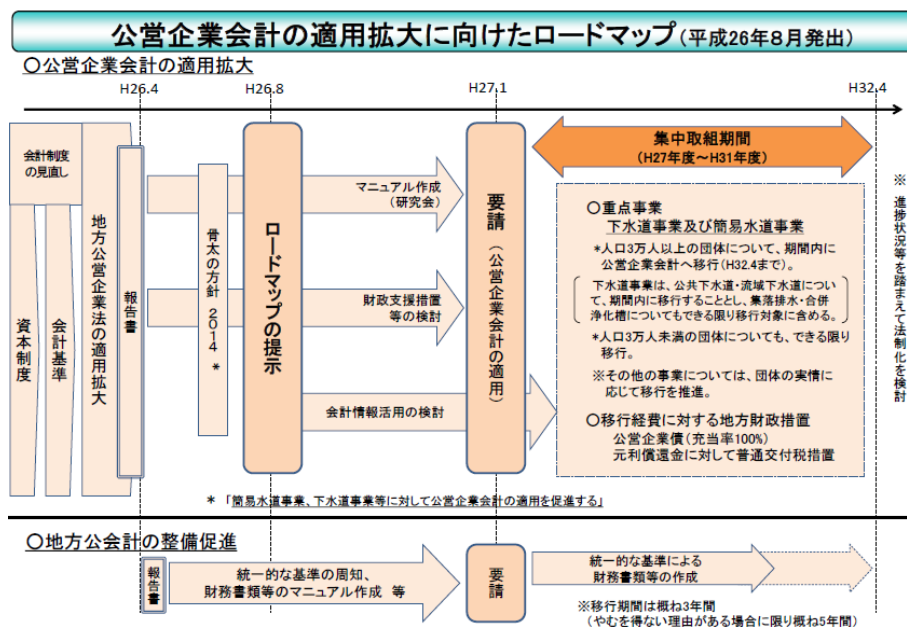


図3 公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ (総務省)

2 地方公営企業法適用の目的

小平市の下水道事業において、今後予想される厳しい経営環境に対応し、市民の皆様に安定した下水道サービスを提供するためにも、経営成績や財政状態など自らの経営状況をより的確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、持続可能な事業運営を確立するため、法適用し、公営企業会計方式を導入します。

3 地方公営企業法について

地方公営企業法は、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」ことを基本原則として、公営企業にかかる組織、財務、職員の身分取扱い等に関し地方自治法等の規定の特例を定めたものです。

項目	概要
第1章 総則	・地方公営企業法の目的、適用範囲等
第2章 組織	・管理者の設置、権限、担任する事務等 ・企業管理規程の制定、事務の委任等
第3章 財務	・特別会計の設置、経費負担原則 ・経理・予算・決算等財務に関する規定
第4章 職員の身分取扱い	・職員の労働関係、職階制、給与等に関する規定
第5章 一部事務組合及び広域連合に関する特例	・一部事務組合（企業団）及び広域連合の組織・財務に関する特例
第6章 雑則	・地方自治法の適用除外、業務状況の公表等

図4 地方公営企業法の構成

(1) 地方公営企業法の適用事業

地方公営企業法の適用について、適用が義務付けられている事業（当然適用事業）と任意で適用することができる事業（任意適用事業）があります。

現在、下水道事業は、任意適用事業となっており、法適用は地方公共団体の判断によるものとされています。また、任意適用事業は、条例により地方公営企業法の規定の全部を適用する「全部適用」と財務規定のみを適用する「一部適用」を選択することができます。

適用の範囲	当然適用事業		任意適用事業
	全部適用	一部（財務）適用	全部又は一部適用
事業の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業 ・工業用水道事業 ・軌道事業 ・自動車運送事業 ・鉄道事業 ・電気事業 ・ガス事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設事業 ・下水道事業 ・簡易水道事業 ・宅地造成事業 ・駐車場事業 ・市場事業

図5 地方公営企業法の適用範囲等

(2) 公営企業会計方式と官公庁会計方式

法適用した場合、会計方式が官公庁会計方式から、公営企業会計方式へ変わります。公営企業会計方式と官公庁会計方式では次のような違いがあります。

項目	官公庁会計	公営企業会計
経理方法	現金主義	発生主義
簿記方式	単式簿記	複式簿記
期間費用配分の概念	なし	減価償却費等の期間費用配分の概念あり
損益・資本取引の区分	なし	あり
資産・負債・資本の概念	なし	資産－負債＝資本によりバランス
予算・決算の重要性	予算重視	予算、決算とも重視

図6 公営企業会計方式と官公庁会計方式の比較

(3) 地方公営企業法適用による効果

①経営状況の明確化と説明責任の向上

公営企業会計方式において、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表を作成することにより、官公庁会計では見えづらかった経営成績や財政状態の情報が明らかになります。これにより他団体との経営比較や財務指標による財務分析が容易にできるようになります。

このようにさらに明確な経営状況の情報を公開することにより、これまで以上に市民の皆様への説明責任を果たすことができます。

【簡易版】損益計算書（自H26.4.1～至H27.3.31）

(単位：百万円)

1 営業収益	3,210
(1) 下水道使用料	2,142
(2) 他会計負担金	1,067
(3) その他営業収益	1
2 営業費用	3,056
(1) 管渠費	277
(2) 流域下水道維持管理負担金	931
(3) 総係費	231
(4) 減価償却費	1,616
営業利益	154
3 営業外収益	738
(1) 受取利息及び配当金	0
(2) 他会計補助金	43
(3) 雑収益	0
(4) 長期前受金戻入	694
4 営業外費用	337
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	337
経常利益	555
当年度純利益	555
繰越利益剰余金	—
当年度未処分利益剰余金	555

【簡易版】貸借対照表（平成27年3月31日）

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
固定資産	43,831	固定負債	8,263
有形固定資産	38,450	企業債	8,263
土地	11	退職給付引当金	
建物		流動負債	1,592
構築物	77,037	企業債	1,261
機械及び装置		未払金	330
減価償却累計額	△38,598	賞与引当金	
無形固定資産	5,380	繰延収益	19,711
ソフトウェア		長期前受金	38,564
施設利用権	5,380	収益化累計額	△18,852
流動資産	276	負債合計	29,567
現金預金	130	資本の部	
未収金	145	資本金	14,541
貸倒引当金		資本合計	14,541
資産合計	44,108	負債・資本合計	44,108

(注) 上記は現行の歳入歳出決算を簡易的に組替したものであり、実際の財務諸表と異なる可能性があります

図7 公営企業会計による財務諸表のイメージ

②経営戦略^{*}の策定

経営状況を的確に把握することができるようになるため、経営比較や財務指標による財務分析を通じた基礎的な情報を基に、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現していくことができます。

※「経営戦略」とは、各公営企業が将来にわたって安定的な事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。経営戦略の策定に関し、総務省より「公営企業の経営にあたっての留意事項（平成26年8月29日付総財公第107号等）」において、経営戦略を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むよう求められています。

③下水道使用料対象原価の明確化

公営企業会計方式では、当該期間に発生したものを収益・費用として計上するため、適正な期間損益計算がされ、下水道使用料対象原価が明確になることで、適正で説得力のある料金算定に役立てることができます。また、発生する費用と下水道使用料とのバランスが適正であるかを、市民の皆様にはわかりやすく説明することができます。

④職員意識の向上

適切な経費負担区分を前提とした独立採算制の原則や経営成績や財政状態の明確化により透明性が高まることから、これまで以上に職員のコスト意識が高まり、下水道経営に対する職員意識が向上していきます。

4 地方公営企業法適用のための基本的な方向性

円滑な法適用に向けて、基本的な方向性を取りまとめました。

(1) 法適用の範囲

公共下水道事業は、条例により地方公営企業法の規定の全部を適用する「全部適用」と財務規定のみを適用する「一部適用」が選択できる「任意適用事業」となっているため、その方針を定める必要があります。

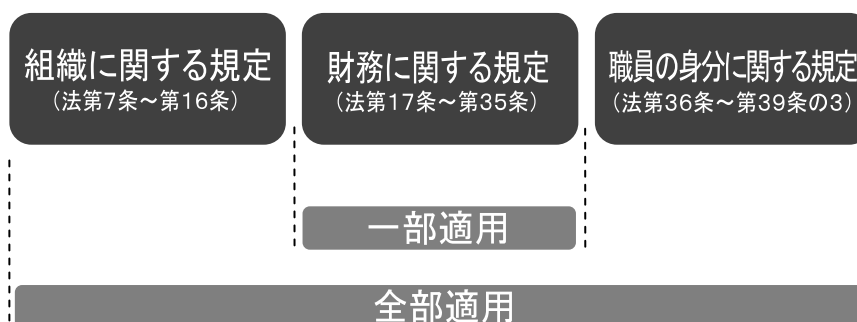


図8 地方公営企業法の適用規定

項目	一部適用	全部適用
組織体制	管理者の権限は市長が行う	原則として管理者を設置し、業務全般の権限を持つ ※管理者を置かず、長がその権限をもつことも可能
財務規定	公営企業会計方式を採用	(同左)
職員の身分	一般行政職員と同じ	企業職員として地方公営企業法及公営企業労働関連法が適用され、管理者が任免
経営上の特徴	財務規定の適用により経理内容が明確となる 議会の関与や長の指揮監督が一定程度留保される。	財務規定の適用により経理内容が明確となる 議会の関与や長の指揮監督が最小限にとどまるため、企業が自らの判断と責任において経営を行う
移行負担	全部適用に比べ、移行期間は短く移行経費や事務負担は小さくなる	一部適用に比べ、移行期間は長く、移行経費や事務負担は大きくなる

図9 一部適用と全部適用の比較

小平市では、以下の理由から「一部適用」を採用します。

- ① 今回の国の要請が経営状況と財務状況の明確化に主眼が置かれていること。また、財務に関する規定のみの適用であっても将来にわたり持続可能な下水道事業経営を行うための取組みが可能であること。
- ② 公費で負担すべき雨水整備事業を重点施策の一つ（浸水対策）とし事業を進めている状況でもあり、一般会計との連携の点でも市長部局にとどまるのが望ましいこと。
- ③ 全部適用を採用した場合も、本市の組織体制等を考慮すれば、一部適用と同様の体制で対応することが想定される一方、一部適用と比較し整備が必要な条例や規程等（特に人事・給与関係）が増え、移行時には、より時間と経費が必要となり、法適用後においても、かえって事務等の煩雑化や経費の負担が増加する恐れがあること。
- ④ 全部適用を採用した他団体は、水道事業等との統合による業務効率化や一体的経営による効果を享受することを主な目的としているが、本市には水道事業等の公営企業がなく、そのような効果は得られないこと。

（2）法適用の時期

法適用の時期を「平成31年4月1日」とします。

法適用にあたり、準備作業は大きく分類して3つの作業に区分することができます。第1に固定資産調査・評価、第2に法適用に伴う事務手続き、第3に会計システム構築に分類されます。いずれの業務においても、高度な専門性を必要とし多くの時間を費やすことになります。

① 固定資産調査・評価

下水道台帳システム及び、これまでに蓄積した資料を基に、有形及び無形固定資産の取得状況の把握を効率的に行い、現在の価値がどれくらいあるか評価します。これにより、今までわからなかった所有資産額や減価償却費を明らかにします。

② 法適用に伴う事務手続き

条例・規則等の制定・改正、関係部署との事務調整、職員研修、税務署及び総務省への各種届出、勘定科目等の設定、新予算編成、打切り決算等の移行に必要な事務を行います。

③ 会計システム構築

企業会計システム及び固定資産管理システム等の構築を行います。

移行スケジュール（案）

業務区分	H28	H29	H30	H31
①固定資産調査・評価				
調査方針の策定	↔			
資料等の調査	↔			
資産整理及び調査		↔	↔	
②法適用に伴う事務手続き				
条例・規則等の制定・改正		↔		
関係部署との事務調整	↔		↔	
予算・決算関係	↔		↔	
職員研修	↔		↔	
金融機関指定			↔	
税務署・総務省へ届出				↔
③会計システム構築				
運用方針の検討	↔			
システム構築		↔		
システム運用			↔	

5 地方公営企業法適用後の課題

今回の法適用の実施により、公営企業会計を導入することで、下水道事業としての経営環境を整え、企業経営体としてのスタートラインに立つことができますが、それ自体が法適用の目的ではありません。「2 地方公営企業法適用の目的」で述べたとおり、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、持続可能な事業運営を実現することこそが法適用の本来の目的となります。

これを実現するためには、法適用により明らかになる経営状況について、財務分析を通じて的確に把握し、それを基に中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を早期に策定する必要があります。

また、策定した「経営戦略」は毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年に一度見直し（ローリング）を行う必要があります（PDCA サイクルの導入）。